

郵便による入札における注意事項

〈事前連絡〉

郵便で入札に参加する場合は、必ず事前に連絡して下さい。連絡が無く郵便入札されま
すと、入札が無効になる場合があります。

〈郵便入札方法について〉

1. 郵送の方法は、**「一般書留」、「簡易書留」のいずれかの方法による郵送に限る**こととし、持参又は電送による入札書は受け付けていません。郵送のあて先は、下記のとおりです。
〒869-4403 熊本県八代市泉町下岳2974番地
八代市社会福協議会泉支所 行
電話 0965-67-2018
2. 郵便入札により参加できる入札回数は1回です。
3. 一旦郵送した入札書は、書換え、差し替え又は撤回することはできません。
4. 郵便局から交付される「差出控え」は、入札・開札が終了するまで保管して下さい。
5. 必ず入札前日（土日、祝祭日を除く）までに到着するように郵送して下さい。期限を過ぎた入札書は、いかなる理由があっても受け付けません。

〈封筒及び入札書の記載方法〉

1. 入札書に記載する日付は、「開札日」の日付とします。
2. 入札書は必ず1枚とし、内封筒に1枚だけ封入して下さい。内封筒に入札書を2枚入れた場合や内封筒と入札書の入札件名が異なる場合などは、無効となります。
3. 内封筒の表に件名、会社の住所地、会社名、代表者名を記入し、押印（裏面割り印）して下さい。（個人の場合は、住所、氏名を記入し、押印して下さい。）

※ 封筒の書き方及び封印封かんのし方については、別紙5 **「封筒の記載例」**を参照下さい。

〈入札の辞退〉

入札書を郵送した後であっても、開札までは辞退することができます。ただし、辞退届の提出が必要となります。

〈くじによる落札者の決定〉

落札者となるべき応募者が2人以上あるときは、くじ引きを行い、落札者を決定します。当該入札者が立会人の場合はその者に、立会人でない場合はこれに代えて当該入札事務に関係ない職員がくじを引き、落札者を決定します。

〈開札結果〉

開札の結果は、八代市社会福祉協議会ホームページ及び八代市社会福祉協議会本所及び泉支所で閲覧に供します。

郵送入札者が落札した場合は、その日のうちに電話で連絡しますので、契約書様式等を速やかに八代市社会福祉協議会泉支所で受け取ってください。契約書等は、令和6年11月29日（金）までに八代市社会福祉協議会泉支所へ提出（持参）が必要です。

〈無効となる入札〉

次の何れかに該当する入札は無効とします。

1. 入札参加資格のない者のした入札
2. 入札参加申込書に記載されている申込以外の記名押印がされていた入札
3. 郵便による入札の提出期限内になされなかった入札
4. 内封筒に件名又は差出人名が記載されていない入札
5. 内封筒に記載された件名又は差出人名と同封された入札書の件名又は入札者名が相違する入札
6. 内封筒に入札書を2枚以上入れた入札
7. 記名押印を欠く入札
8. 金額を訂正した入札
9. 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
10. 明らかに談合によるものと認められる入札
11. 同一事項の入札について他人の代理を兼ね又は2人以上の代理をした者の入札
12. 最低売却価格を下回る価格で申し込みをした者の入札

※入札書を内封筒に封入する前に、入札件名等を必ず確認して下さい。